

香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年10月23日

香美市長 依光晃一郎

香美市条例第34号

香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

香美市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成25年香美市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,080円」を「1,440円」に、「1,620円」を「2,160円」に、「2,160円」を「2,880円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の香美市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。